

## 議案第94号

### 大阪市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案

#### (趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

#### (養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「設備運営基準」という。）（第9条第2項及び第21条第2項を除く。）、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第4条及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第57号）附則第2条に定めるところによる。

#### (記録の整備)

第4条 養護老人ホームは、入居者の処遇の状況に関する設備運営基準第9条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該処遇を行った日から5年間保存しなければならない。

#### (施設長の責務)

第5条 養護老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第14条から第20条まで及び第22条から第29条までに係る部分並びに前条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

#### (設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第6条 設備運営基準（設備運営基準を改正する省令を含む。）の改正により、現に

この条例の規定による基準に適合している養護老人ホームが当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

老人福祉法に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

老人福祉法（抄）

（施設の基準）

第17条 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 - 3 省 略